

資源管理指針・計画体制高度化事業費補助金交付要綱

29水管第3142号
平成30年3月28日
農林水産事務次官依命通知
改正 30水管第2409号
平成31年3月27日

(通則)

第1 資源管理指針・計画体制高度化事業費補助金（以下「補助金」という。）の交付については、資源管理指針・計画体制高度化事業実施要綱（平成30年4月1日付け29水管第3141号農林水産事務次官依命通知。以下「実施要綱」という。）、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号。以下「適正化法」という。）、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和30年政令第255号。以下「適正化法施行令」という。）及び農林畜水産業関係補助金等交付規則（昭和31年農林省令第18号。以下「交付規則」という。）の定めによるほか、この要綱の定めるところによる。

(交付の目的)

第2 補助金は、漁業収入安定対策の実施により、漁業者が計画的な資源管理を行うに当たり、各都道府県に設置される資源管理協議会が都道府県の資源管理指針策定に際し、その内容を検討し、また、漁業者が資源管理指針に沿って作成する資源管理計画の取組及び漁場改善計画において定める適正養殖可能数量に対する履行確認の実施、指針の見直し並びに資源管理計画の評価・検証及び改善等に必要となる経費を助成することを目的とする。

(交付の対象及び補助率)

第3 農林水産大臣（以下「大臣」という。）は、都道府県資源管理協議会（以下「補助事業者」という。）が行う資源管理指針・計画体制高度化事業（以下「補助事業」という。）を実施するために必要な経費のうち、補助金交付の対象として大臣が認める経費（以下「補助対象経費」という。）について、予算の範囲内で補助金を交付する。

2 補助対象経費の区分及びこれに対する補助率は、別表に定めるところによる。

(申請手続)

第4 交付規則第2条の大臣が別に定める申請書類に関する事項は、別記様式第1号による交付申請書のとおりとし、補助金の交付を受けようとする者は、交付申請書正副2部を大臣に提出しなければならない。

2 補助事業者は、前項の交付申請書を提出するに当たって、当該補助金に係る消費税

仕入控除税額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税に相当する額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額と当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）に規定する地方消費税率を乗じて得た金額との合計額に補助率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。）があり、かつ、その金額が明らかな場合には、これを減額して申請しなければならない。ただし、申請時において当該補助金に係る消費税仕入控除税額が明らかでない場合は、この限りでない。

（交付申請書の提出期限）

第5 交付規則第2条の規定による申請書の提出期限は、水産庁長官が別に定める日までとする。

（交付決定の通知）

第6 大臣は、第4第1項の規定による交付申請書の提出があったときは、審査のうえ、補助金を交付すべきものと認めるときは速やかに交付決定を行い、補助事業者に補助金交付決定の通知を行うものとする。

（申請の取下げ）

第7 補助事業者は、交付申請を取り下げようとするときは、交付決定の通知を受けた日から起算して15日以内にその旨を記載した書面を大臣に提出しなければならない。

（契約等）

第8 補助事業者は、補助事業の一部を他の者に実施させる場合は、この要綱の各条項を内容とする実施に関する契約を締結し、大臣に届け出なければならない。

2 補助事業者は、補助事業を遂行するため、売買、請負その他の契約をする場合は、一般の競争に付さなければならない。ただし、補助事業の運営上、一般の競争に付することが困難又は不適當である場合は、指名競争に付し、又は随意契約をすることができる。

3 補助事業者は、前項の契約をしようとする場合は、当該契約に係る一般の競争、指名競争又は随意契約（以下「競争入札等」という。）に参加しようとする者に対し、別記様式第2号による指名停止に関する申立書の提出を求めることとし、当該申立書の提出のない者については、競争入札等に参加させてはならない。

（計画変更、中止又は廃止の承認）

第9 補助事業者は、次の各号のいずれかに該当するときは、あらかじめ、別記様式第3号による変更等承認申請書正副2部を大臣に提出し、その承認を受けなければならない。ただし、第11に定める軽微な変更をしようとするときは、この限りでない。

- （1） 補助対象経費の区分ごとの配分された額を変更しようとするとき
- （2） 補助事業の内容を変更しようとするとき
- （3） 補助事業を中止し、又は廃止しようとするとき

- 2 大臣は、前項の承認をする場合において、必要に応じ交付決定の内容を変更し、又は条件を付することができる。

(補助金の支払方法)

- 第10 補助事業者は、予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）第58条ただし書に規定する協議が調い、かつ、必要があると認められる金額については、別記様式第4号により概算払請求をすることができるものとする。

(軽微な変更)

- 第11 交付規則第3条第1号イ及びロの大臣が別に定める軽微な変更は、別表の重要な変更の欄に掲げる変更以外の変更とする。

(事業遅延の届出)

- 第12 補助事業者は、補助事業が予定の期間内に完了することができないと見込まれる場合又は補助事業の遂行が困難となった場合においては、速やかに補助事業が予定の期間内に完了することができないと見込まれる理由又は補助事業の遂行が困難となった理由及び補助事業の遂行状況を記載した別記様式第5号による事業遅延届正副2部を大臣に提出し、その指示を受けなければならない。

(状況報告)

- 第13 補助事業者は、補助金の交付決定に係る年度の12月31日現在において、別記様式第6号により事業遂行状況報告書を作成し、同年度1月31日までに正副2部を大臣に提出しなければならない。

- 2 前項に定める時期のほか、大臣は、事業の円滑な執行を図るため必要があると認めるときは、補助事業者に対して当該補助事業の遂行状況について報告を求めることができる。

(実績報告)

- 第14 交付規則第6条第1項の実績報告書は別記様式第7号のとおりとし、補助事業者は、補助事業を完了したときは、同項の規定に基づき、その完了の日から1箇月を経過した日又は翌年度の4月10日のいずれか早い日までに、別記様式第7号による実績報告書正副2部を大臣に提出しなければならない。

- 2 第4第2項ただし書の規定により交付の申請をした補助事業者は、前項の実績報告書を提出するに当たって、当該補助金に係る消費税仕入控除税額が明らかである場合は、これを補助金額から減額して報告しなければならない。

- 3 第4第2項ただし書の規定により交付の申請をした補助事業者は、第1項の実績報告書を提出した後において、消費税及び地方消費税の申告により当該補助金に係る消費税仕入額控除税額が確定した場合には、その金額（前項の規定により減額した場合には、その金額が減じた額を上回る部分の金額）を別記様式第8号の消費税仕入控除税額報告書により速やかに大臣に報告するとともに、大臣による返還命令を受

けてこれを返還しなければならない。

また、当該補助金に係る消費税仕入控除税額が明らかにならない場合又はない場合であっても、その状況等について、補助金の額の確定のあった日の翌年6月30日までに、同様式により大臣に報告しなければならない。

(補助金の額の確定等)

- 第15 大臣は、第14第1項の規定による報告を受けた場合には、実績報告書等の書類の審査及び必要に応じて現地調査等を行い、その報告に係る補助事業の実施結果が交付決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、補助事業者に通知するものとする。
- 2 大臣は、補助事業者に交付すべき補助金の額を確定した場合において、既にその額を超える補助金が交付されているときは、その超える部分の補助金の返還を命ずるものとする。
- 3 前項の補助金の返還期限は、当該命令のなされた日から20日以内とし、期限内に納付がない場合は、未納に係る金額に対して、その未納に係る期間に応じて年利10.95パーセントの割合で計算した延滞金を徴するものとする。

(交付決定の取消等)

- 第16 大臣は、第9第1項第3号に基づく補助事業の中止又は廃止の申請があった場合及び次に掲げる場合には、第6の交付決定の全部又は一部を取り消し、又は変更することができる。
- (1) 補助事業者が、法令、本要綱又は法令若しくは本要綱に基づく大臣の処分若しくは指示に違反した場合
- (2) 補助事業者が、補助金を本事業以外の用途に使用した場合
- (3) 補助事業者が、補助事業に関して、不正、事務手続の遅延その他不適当な行為をした場合
- (4) 交付の決定後生じた事情の変更等により、補助事業の全部又は一部を継続する必要がなくなった場合
- 2 大臣は、前項の規定による取消しをした場合において、既に当該取消しに係る部分に対する補助金が交付されているときは、期限を付して当該補助金の全部又は一部の返還を命ずるものとする。
- 3 大臣は、第1項(第1号から第3号までに係る部分に限る。)の規定による取消しをした場合において、前項の返還を命ずるときは、その命令に係る補助金の受領の日から納付の日までの期間に応じて、年利10.95パーセントの割合で計算した加算金の納付を併せて命ずるものとする。
- 4 第2項の規定による補助金の返還及び前項の加算金の納付については、第15第3項の規定を準用する。

(財産の管理等)

- 第17 補助事業者は、補助対象経費(補助事業を他の団体に実施させた場合における対応

経費を含む。)により取得し、又は効用の増加した財産(以下「取得財産等」という。)については、補助事業の完了後においても、善良な管理者の注意をもって管理し、補助金交付の目的に従って、その効率的運用を図らなければならない。

- 2 取得財産等を処分することにより、収入があり、又はあると見込まれるときは、その収入の全部又は一部を国に納付させることがある。

(財産の処分の制限)

第18 取得財産等のうち適正化法施行令第13条第4号の規定により大臣が定める機械及び重要な器具は、1件当たりの取得価格又は効用の増加価格が50万円以上の機械及び器具とする。

- 2 適正化法第22条に定める財産の処分を制限する期間は、交付規則第5条により定める処分制限期間(以下「処分制限期間」という。)とする。
- 3 補助事業者は、処分制限期間中において、処分を制限された取得財産等を処分しようとするときは、あらかじめ大臣の承認を受けなければならない。

(補助金の経理)

第19 補助事業者は、補助事業についての帳簿を備え、他の経理と区分して補助事業の収入及び支出を記載し、補助金の使途を明らかにしておかななければならない。

- 2 補助事業者は、前項の収入及び支出について、交付規則第3条第4号に基づき、その支出内容の証拠書類又は証拠物を整備して、前項の帳簿とともに補助事業の完了の日の属する年度の翌年度から起算して5年間保管しなければならない。
- 3 補助事業者は、取得財産等について当該取得財産等の処分制限期間中、前二項に規定する帳簿等に加え、別記様式第9号の財産管理台帳その他関係書類を整備保管しなければならない。

附 則 (平成30年3月28日29水管第3142号)

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

附 則 (平成31年3月27日30水管第2409号)

この要綱は、平成31年3月27日から施行する。

別表（第3第2項及び第11関係）

区 分	経 費	補助率	重要な変更	
			経費の配分の変更	事業内容の変更
資源管理指針 ・計画体制高度化事業	<p>1 資源管理計画等高度化・履行確認等協議会費 都道府県資源管理指針の策定、見直し及び資源管理計画の評価・検証、改善に際しての関係者間の検討、資源管理計画に基づく取組及び漁場改善計画において定める適正養殖可能数量に対する履行確認に要する経費</p> <p>2 資源管理計画作成・高度化等指導費 資源管理計画の作成・改善指導に要する経費</p> <p>3 資源状況等効果調査等集計費 都道府県資源管理指針の策定、見直し及び資源管理計画の評価・検証、改善等に必要となる科学的データの収集等に要する経費</p>	定額	経費の欄に掲げる1から3までの経費間の30%を超える増	

別記様式第1号（第4第1項関係）

〇〇年度資源管理指針・計画体制高度化事業費補助金交付申請書

番 号
年 月 日

農林水産大臣 殿

所在地
団体名 〇〇都道府県資源管理協議会
代表者の役職及び氏名 会長 〇〇 印

〇年度において、下記のとおり事業を実施したいので、資源管理指針・計画体制高度化事業費補助金交付要綱（平成 年 月 日付け 水管第 号農林水産事務次官依命通知）第4第1項の規定により、〇〇〇円の交付を申請する。

記

1 事業の目的

2 事業の内容及び経費の内訳

(1) 〇〇都道府県資源管理協議会事業計画（又は実績）

区 分	内 容	備 考
資源管理指針・計画体制高度化事業	(実施内容等)	
1 資源管理計画等高度化・履行確認等協議会費		
2 資源管理計画作成・高度化等指導費		
3 資源状況等効果調査等集計費		

注：都道府県資源管理協議会事業計画（又は実績）欄の記載は、実施要綱第4に定める別記様式第1号の写しにより代えることができる。

(2) 経費の内訳

区 分	補助事業に要する 経費 又は補助事業に要 した経費 (A)+(B)	負担区分		備 考
		国庫補助金 (A)	そ の 他 (B)	
資源管理指針・計画 体制高度化事業	円	円	円	
1 資源管理計画等 高度化・履行確認 等協議会費				
2 資源管理計画作 成・高度化等指導 費				
3 資源状況等効果 調査等集計費				
合 計				

3 事業の完了予定年月日(又は完了年月日)

4 収支予算(又は収支精算)

(1) 収入の部

区 分	本年度予算額 (又は本年度精算額)	前年度予算額 (又は本年度予算額)	比較増減		備考
			増	減	
資源管理指針・計 画体制高度化事業	円	円	円	円	
1 資源管理計画 等高度化・履行 確認等協議会費 (1) 補助金 (2) その他					
2 資源管理計画 作成・高度化等					

指導費 (1) 補助金 (2) その他					
3 資源状況等効果調査等集計費 (1) 補助金 (2) その他					
合 計					

(2) 支出の部

区 分	本年度予算額 (又は本年度精算額)	前年度予算額 (又は本年度予算額)	比較増減		備考
			増	減	
資源管理指針・計画体制高度化事業	円	円	円	円	
1 資源管理計画等高度化・履行確認等協議会費 (1) 補助金 (2) その他					
2 資源管理計画作成・高度化等指導費 (1) 補助金 (2) その他					
3 資源状況等効果調査等集計費 (1) 補助金 (2) その他					
合 計					

5 添付書類

(1) ○○都道府県資源管理協議会事業計画

(2) ○○都道府県資源管理協議会規約

(注) 添付書類については、当該交付申請以前に提出された書類と内容が重複する場合には添付を省略できる。

契約に係る指名停止等に関する申立書

年 月 日

〔補助事業者〕 殿

所 在 地

商号又は名称

代表者の役職及び氏名 会長 ○○ 印

当社は、貴殿発注の○○契約の競争参加に当たって、当該契約の履行地域について、現在、農林水産省の機関から○○契約に係る指名停止の措置等を受けていないことを申し立てます。

また、この申立てが虚偽であることにより当方が不利益を被ることとなっても、異議は一切申し立てません。

（注1）○○には、「工事請負」、「物品・役務」のいずれかを記載すること。

（注2）この申立書において、農林水産省の機関とは、本省内局及び外局、施設等機関、地方支分部局並びに農林水産技術会議事務局筑波産学連携支援センターをいう。

ただし、北海道にあつては国土交通省北海道開発局、沖縄県にあつては内閣府沖縄総合事務局を含む。

（注3）「指名停止の措置等」の「等」は、公正取引委員会から、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律に基づく排除措置命令又は課徴金納付命令を受けた者であつて、その命令の同一事案において他者が農林水産省の機関から履行地域における指名停止措置を受けた場合の当該公正取引委員会からの命令をいう。

なお、当該命令を受けた日から、他者が受けた指名停止の期間を考慮した妥当な期間を経過した場合は、この限りでない。

別記様式第3号（第9第1項関係）

○年度資源管理指針・計画体制高度化事業費補助金
変更（中止又は廃止）承認申請書

番 号
年 月 日

農林水産大臣 殿

所在地

団体名 ○○都道府県資源管理協議会
代表者の役職及び氏名 会長 ○○印

○年○月○日付け○水管第○号で補助金の交付決定の通知があった資源管理指針・計画体制高度化事業費補助金について下記のとおり変更（中止又は廃止）したいので、資源管理指針・計画体制高度化事業費補助金交付要綱（平成 年 月 日付け 水管第 号農林水産事務次官依命通知）第9第1項の規定に基づき申請します。

記

（注）記の記載要領は、別記様式第1号の記の様式に準ずるものとする。この場合において、補助金の交付決定により通知された事業の内容及び経費の配分とを容易に比較対照できるように変更に係る部分についてのみ二段書きにし、変更前を上段に括弧書きすること。

なお、添付書類については、交付申請書に添付したものから変更があったものに限り添付すること。

別記様式第4号（第10関係）

〇〇年度資源管理指針・計画体制高度化事業費補助金概算払請求書

番 号
年 月 日

農林水産大臣 殿
官署支出官 水産庁長官 殿

所在地
団体名 〇〇都道府県資源管理協議会
代表者の役職及び氏名 会長 〇〇 印

〇〇年〇〇月〇〇日付け〇〇第〇〇号で資源管理指針・計画体制高度化事業費補助金の
交付決定の通知のあった事業について、資源管理指針・計画体制高度化事業費補助金交付
要綱（平成 年 月 日付け 水管第 号農林水産事務次官依命通知）第10の規定
に基づき、別紙により金〇〇〇円を概算払によって交付されたく請求します。

(別紙)

平成〇年〇月〇日現在

区 分	事業に要 する経費	交 付 決定額 (A)	既受領額 (B)		今回請求額 (C)		残額 (A)-((B)+(C))		事業完 了予定 年月日	備考
			金額	出来高	金額	〇月〇日 まで予定 出来高	金額	〇月〇日 まで予定 出来高		
1 資源管理計画 等高度化・履行 確認等協議会費	円	円	円	%	円	%	円	%		
2 資源管理計画 作成・高度化等 指導費										
3 資源状況等効 果調査等集計費										
合 計	円	円	円	%	円	%	円	%		

別記様式第5号（第12関係）

○年度資源管理指針・計画体制高度化事業費補助金事業遅延（又は遂行困難）届

番 号
年 月 日

農林水産大臣 殿

所在地

団体名 ○○都道府県資源管理協議会

代表者の役職及び氏名 会長 ○○ 印

○年○月○日付け○水管第○号で補助金の交付決定の通知があった資源管理指針・計画体制高度化事業費補助金に係る事業の遅延（又は遂行困難）について、資源管理指針・計画体制高度化事業費補助金交付要綱（平成 年 月 日付け 水管第 号農林水産事務次官依命通知）第12の規定に基づき下記のとおり報告します。

記

1. 事業担当者名 [代表]
2. 補助事業の内容及び進捗状況
3. 遅延（又は遂行困難）理由
4. 遅延（又は遂行困難）に対して講じた措置
5. その他

別記様式第6号（第13第1項関係）

〇〇年度資源管理指針・計画体制高度化事業費補助金遂行状況報告書

番 号
年 月 日

農林水産大臣 殿

所在地

団体名 〇〇都道府県資源管理協議会

代表者の役職及び氏名 会長 〇〇 印

資源管理指針・計画体制高度化事業費補助金交付要綱（平成 年 月 日付け 水管第
号農林水産事務次官依命通知）第13第1項の規定に基づき、その遂行状況を下記
のとおり報告する。

記

区 分	総事業費 (A)	事業の遂行状況 (12月31日時点) (B)	進捗状況 (B)/(A)	備 考
1 資源管理計画等高度化・ 履行確認等協議会費	円	円	%	
2 資源管理計画作成・高度 化等指導費	円	円	%	
3 資源状況等効果調査等集 計費	円	円	%	
合 計	円	円	%	

(注)「事業の遂行状況」の欄には、事業の出来高を金額に換算した額を記載すること。

別記様式第7号（第14第1項関係）

○年度資源管理指針・計画体制高度化事業費補助金実績報告書

番 号
年 月 日

農林水産大臣 殿
（官署支出官 水産庁長官 殿）

所 在 地
団 体 名 ○○都道府県資源管理協議会
代表者の役職及び氏名 会長 ○○ 印

○年○月○日付け○水管第○号で補助金の交付決定の通知のあった事業について、下記のとおり実施したので、資源管理指針・計画体制高度化事業費補助金交付要綱（平成 年 月 日付け 水管第 号農林水産事務次官依命通知）第14第1項の規定に基づき、その実績を報告する。

（なお、併せて精算額○○○円の交付を請求する。）

記

- (注) 1 記の記載様式は、別記様式第1号に準ずるものとする。
また、軽微な変更があった場合においては、容易に比較対照できるよう変更部分を二段書とし、変更前を括弧書で上段に記載すること。
- 2 補助金交付申請書又は変更交付申請書に添付した都道府県資源管理協議会事業計画（以下「事業計画」という。）に係る実施計画の実績を記載したものを添付すること。
なお、補助金交付申請書又は変更交付申請書に添付した事業計画から変更があった場合は、変更後の事業計画も添付すること。
- 3 補助金交付申請書又は変更交付申請書に添付した都道府県資源管理協議会規約（以下「規約」という。）から変更があった場合は、変更後の規約を添付すること。
- 4 上記2及び3の添付書類については、当該実績報告以前に提出された書類と内容が重複する場合には省略できる。

別記様式第8号（第14第3項関係）

○年度資源管理指針・計画体制高度化事業費補助金
の消費税仕入控除税額報告書

番 号
年 月 日

農林水産大臣 殿

所在地
団体名 ○○都道府県資源管理協議会
代表者の役職及び氏名 会長 ○○ 印

○年○月○日付け○水管第○号で補助金の交付決定の通知のあった事業について、資源管理指針・計画体制高度化事業費補助金交付要綱（平成 年 月 日付け 水管第 号農林水産事務次官依命通知）第14第3項の規定に基づき、下記のとおり報告する。

記

- | | | |
|--|---|---|
| 1 補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）第15条の補助金の額の確定額 | 金 | 円 |
| （平成○年○月○日付け○水管第○号による額の確定通知額） | | |
| 2 補助金の確定時に減額した消費税仕入控除税額 | 金 | 円 |
| 3 消費税及び地方消費税の申告により確定した消費税仕入控除税額 | 金 | 円 |
| 4 補助金返還相当額（3－2） | 金 | 円 |

（注）記載内容の確認のため、以下の資料を添付すること。

なお、補助事業者が法人格を有しない組合等の場合は、すべての構成員分を添付すること。

- ・消費税確定申告書の写し（税務署の收受印等のあるもの）
- ・消費税確定申告書 付表2「課税売上割合・控除対象仕入税額等の計算表」の写し
- ・3の金額の積算の内訳（人件費に通勤手当を含む場合は、その内訳を確認できる資料も併せて提出すること）
- ・補助事業者が消費税法第60条第4項に定める法人等である場合、同項に規定する特定収入の割合を確認できる資料

- 5 当該補助金に係る消費税仕入控除額が明らかにならない場合、その状況を記載

[]

(注) 消費税及び地方消費税の確定申告が完了していない場合にあっては、申告予定時期も記載すること。

6 当該補助金に係る消費税仕入控除額がない場合、その理由を記載

[]

(注) 記載内容の確認のため、以下の資料を添付すること。

なお、補助事業者が法人格を有しない組合等の場合は、すべての構成員分を添付すること。

- ・補助事業者が免税事業者の場合は、補助事業実施年度の前々年度に係る法人税（個人事業者の場合は所得税）確定申告書の写し
- ・補助事業者が新たに設立された法人であって、かつ免税事業者の場合は、設立日、事業年度、事業開始日、事業開始日における資本金又は出資金の金額が証明できる書類など、免税事業者であることを確認できる資料（税務署の收受印等のあるもの）及び損益計算書等、売上高を確認できる資料
- ・補助事業者が簡易課税制度の適用を受ける事業者の場合は、補助事業実施年度における消費税確定申告書（簡易課税用）の写し（税務署の收受印等のあるもの）
- ・補助事業者が消費税法第60条第4項に定める法人等である場合は、同項に規定する特定収入の割合を確認できる資料

財 産 管 理 台 帳

事業実施主体：〇〇都道府県資源管理協議会

番号	名称	規格・機種	数量	単位	取 得			負担区分			処分制限期間 (50万円以上の場合)		処分の状況			保管場所	備考
					単価 (単位:円)	取得金額 (単位:円)	年月日	国庫補助金	都道府県費	その他	耐用年数	処分制限 年 月 日	価格 (単位:円)	処分の内容	年月日		

- 注：1 処分制限年月日欄には、処分制限の終期を記入すること。
 2 処分の内容欄には、譲渡、交換、貸し付け、担保提供等別に記入すること。
 3 備考欄には、譲渡先、交換先、貸し付け先及び抵当権等の設定権者の名称又は補助金返還額を記入すること。
 4 この書式により難しい場合には、処分制限期間欄及び処分の状況欄を含む他の書式をもって財産管理台帳に代えることができる。